○原子力規制委員会規則第八号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十六条の三、第五十七条の八第六項及び第八項並びに第六十条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十九年七月七日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第一

二　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）　別表第二

三　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第三

四　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）　別表第四

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した見出しを改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれらに対応するものを掲げていないときは、当該規定又は見出しを削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第二条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を、別表第五により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

別表第一　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（核燃料物質の使用の許可の申請）	（核燃料物質の使用の許可の申請）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［同上］
2　［略］	2　［同上］
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登記事項証明書	［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
（合併及び分割の認可の申請）	［条を加える。］
第二条の十の二　法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。	
一　名称及び住所並びに代表者の氏名	
二　使用の場所	
三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により使用施設等並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	